

# 2019年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。  
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

## 地域づくり・地域活性化支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	地域で事業をするとき	元気な地域づくり交付金交付事業	<p>事業の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域景観保全事業 事業費の3/4上限20万 (地域特有の自然や景観を保全する事業)</li> <li>・地域づくり提案事業 事業費の3/4上限100万 (地域力向上のために集落等が独自に取り組む提案事業)</li> <li>・維持管理継続事業 3年間 上限5万～15万 (地域景観保全事業又は地域づくり提案事業において翌年度から必要とされる維持管理継続事業)</li> <li>・若者チャレンジ応援事業 (3か年上限150万) (概ね40歳以下の市民が構成する団体が自然や文化等の地域資源を活用し遊び感覚を盛り込みながら地域起こしを推進する事業)</li> <li>・地域除雪活動支援事業 集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が行うものについて①～③の合計額を交付</li> </ul>	◆地区、集落、市内コミュニティ団体等で、公益性、獨創性、発展性、継続性があるもの	定住応援課 地域支援係 【内線212】
2	地域の生活道路を除雪するとき	生活道路除雪事業	<p>地域の生活道路の除雪に対し、以下にて助成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 除雪距離1mあたり1,000円以内</li> <li>② 町内会等で維持管理している市道に設置した消雪施設の修繕経費の1/2 (上限50万円)</li> </ol>	◆市が行う除雪路線外で沿線に住居がある路線の除雪をする方等	建設課 維持管理係 【内線282・283】
3	雪対策をしたいとき	流雪溝管理委員会等運営費補助金	流雪溝を管理するために組織された団体等に対し、流雪溝管理委員会等を運営する経費の1/2 (上限10万円) を補助する	◆流雪溝を管理するための団体等	建設課 維持管理係 【内線281・282・283】
4	町内会等で防犯灯の電気料を支払ったときや、防犯灯を設置するとき	防犯灯電気料等補助金	<p>地域の防犯灯に対し、以下にて助成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年度において支払った電気料金の1/2</li> <li>② LED防犯灯の設置に要する経費 (但し、1灯につき3万5千円限度)</li> </ol>	◆町内会等が維持管理している防犯灯の電気料、又は防犯灯の設置	建設課 維持管理係 【内線282・283】
5	町内会等で市道を補修するとき	市道補修用資材支給事業	<p>地域で市道を補修する際に、以下にて助成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区につき、①砕石40㎡以内、若しくは②As再生材40㎡以内、若しくは③生コン8㎡以内。</li> </ol> <p>※ 但し、各資材を按分した併用申請は可能 (例：砕石20㎡と生コン4㎡)。毎年5月末〆切。</p>	◆市道3・4級の維持管理に必要な補修用資材	建設課 維持管理係 【内線282・283】
6	町内会等で一斉除排雪を行うとき	地域一斉除排雪事業	地域一斉除排雪に取り組む集落に対し、使用したダンプトラック等の借上げ費用を上限20万円まで助成。	◆事前に申請があった集落と覚書を取り交わす	建設課 維持管理係 【内線281・282・283】
7	集落公民館を新築・改築・修繕するとき	尾花沢市分館(集落公民館)整備事業	<p>集落公民館を新築、修繕等をする場合に集落に対して助成。</p> <p>【補助率】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新築・改築の場合は、事業費の3/5以内 (上限600万円)</li> <li>② 修繕等の場合は、事業費の1/2以内 (上限200万円)</li> <li>③ 耐震診断の場合は、事業費の9/10以内 (上限13万5千円)</li> </ol>	◆他の補助制度による補助を受けた場合は、補助額を差し引く	社会教育課 中央公民館 業務係 【内線322】